

# 環境教育等促進法の施行状況

環境省大臣官房環境教育推進室

### 法附則 [平成23年6月15日法律第67号] [抄]

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 学校教育における環境教育については、新法の目的を踏まえ、この法律の施行後における学校教育における環境教育の実施状況等を勘案し、教育職員を志望する者の育成の在り方を含め、環境教育の充実のための措置について検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるものとする。

# 環境教育の背景と現状

## 環境教育の系譜

経済成長と技術的進歩に伴う  
環境や社会への影響  
国連 開発の新しい概念を要請  
不平等、環境悪化  
日本 高度経済成長  
公害問題、自然破壊

< 国際 >

ベオグラード国際環境教育専門家会議 (1975)  
環境教育の目的と目標の提示

トビリシ環境教育政府間会議 (1977)  
環境教育に関する初めての政府間会議

< 国内 >

学校教育等における展開  
学習指導要領において公害を明記 (1968)  
環境教育指導資料 (文部省) 発刊 (1991)  
地域において自然観察会等の活動が展開。

**「持続可能性」という概念の登場**

環境教育・学習の対象として、開発や貧困、食糧、人口などの問題を含める方向で国際的な議論が展開。

環境と社会に関する国際会議 (1997)  
(テサロニキ宣言)

「環境教育を『環境と持続可能性のための教育』と表現してもかまわない」

## 環境教育の法制化

国際

国連環境開発会議  
(リオ・サミット) (1992)

「持続可能な開発」のための教育の重要性を確認

持続可能な開発に関する世界首脳会議 (ヨハネスブルグ・サミット) (2002)

「持続可能な開発のための教育 (ESD) の10年」を日本が提案。最終年度に日本で「ユネスコ世界会議」を開催。

「ESDに関するユネスコ世界会議」  
(2014)

「国連ESDの10年」の後継プログラムとしての「GAP (Global Action Programme)」の開始と「あいち・なごや宣言」の採択。

「国連ESDの10年」(2005～2014年)

国内

環境基本法  
(1993)  
第25条に環境教育等の推進を規定

環境保全活動・環境教育推進法  
(2003: 議員立法)

「どこでも誰でも環境学習」をスローガンに、体験学習のリーダーを育成を図る。訓示規定中心。

改正

環境教育等促進法 (2011: 議員立法)

幅広い実践的人材づくりへと発展。具体的規定を充実させ、これらに応じて法律名称も変更。旧法よりESDの視点を強く盛り込む。(環境・経済・社会の統合的な発展、協働取組等)

教育基本法改正(2006)

教育の目標に生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うことを規定。

学校教育法改正(2007)

教育の目標に、学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うことを規定。その後学習指導要領を改訂して、各教科等に反映。

# 環境教育等促進法 (正式名称: 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律)

## 制度の概要

は、改正法により新設された規定

平成15年成立, 平成23年改正  
文部科学省、経済産業省、農林水産省、国土交通省、環境省の5省共管

### 目的(法1条)

持続可能な社会の構築に向け、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、国民、民間団体等、国、地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を規定。

### 基本理念(法3条)

- 国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、対等な立場で相互に協力して実施。
- 経済社会との統合的発展、循環型社会形成の重要性を考慮。
- 体験活動を通じて、生命を尊び、自然を大切に、環境保全に寄与する態度を醸成。
- 国土の保全、産業との調和、地域住民の生活の安定、文化・歴史の継承等に配慮。



### 国民、民間団体等、行政機関の責務(法4条, 法5条)

- 国民、民間団体等: 家庭、職場、地域等において環境教育等を自ら進んで実施。
- 国、地方公共団体: 相互の役割分担の下、環境教育等に関する施策を実施。

### 基本方針の策定(法7条)

平成24年6月「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」閣議決定。

### 地方自治体による推進枠組み(法8条)

環境教育等の取組推進の行動計画の作成と計画策定等に際しての地域協議会の設置。

### 学校教育等における環境教育の充実(法9条)

- 発達段階に応じて、体系的な環境教育が行われるよう、情報の提供、教材の開発、教育職員の資質向上のための措置を実施。
- 環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備・活用。

### 環境教育等の基盤強化

#### 環境教育等支援団体の指定(法10条の2)

各主体による環境教育等の取組を支援する非営利団体を環境教育等支援団体として国が指定。

### 体験活動を促進するための枠組み(法20条)

土地所有者等が提供する自然体験等の機会の場合について、安全性等の要件を満たすことを都道府県知事が認定。

### その他

- 雇用する者に対する環境教育等の実施
- 職場における学生の就業体験等への配慮  
顕著な功績のある者に対する表彰等

#### 人材認定等事業の登録(法11条)

民間事業者が行う環境教育等指導者の育成認定、環境教育等に関する教材の開発等の事業を、国が登録し、公示。

### 協働取組推進のための枠組み(法21条の4.5)

行政機関及び国民、民間団体等の関係主体による、環境保全に係る協働取組の協定の締結。

附則 法施行後5年を目途とした検討等

# 平成23年法改正のポイントとこれを受けた基本方針・行動計画での対応

法改正のポイント [平成23年6月15日法律第67号] [抄]

国民、民間団体等における環境教育等の自発的な取組を一層促進することを目的として、次の点に係る規定を拡充。

基本理念等におけるESD(持続可能な開発のための教育)の考え方の取り込み  
国民、民間団体等の環境教育等の自発的な取組を促進する仕組みの拡充  
(とりわけ体験学習を充実させるための措置の創設)

## 環境教育等促進法基本方針 (平成24年6月26日閣議決定)

- 1 環境教育等の推進に関する基本的な事項
- 2 環境教育等の推進に関し政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
- 3 その他の重要事項

## 地方公共団体(都道府県・市町村)における行動計画の作成(努力規定)

< 行動計画自治体数(H29.8現在) >

都道府県: 33団体、政令指定都市: 5団体、中核市: 5団体、市町村: 6団体

**環境教育等促進法第2条第3項(定義)**

「環境教育」とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

**環境教育等促進法第3条第1項(基本理念)**

第三条 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育は、地球環境がもたらす恵みを持続的に享受すること、豊かな自然を保全し及び育成してこれと共生する地域社会を構築すること、循環型社会を形成し、環境への負荷を低減すること並びに地球規模の視点に立って環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進することの重要性を踏まえ、国民、民間団体等の自発的意思を尊重しつつ、持続可能な社会の構築のために社会を構成する多様な主体がそれぞれ適切な役割を果たすとともに、対等の立場において相互に協力して行われるものとする。

**環境教育等の自発的な取組促進のために新たに創設した措置(一例)****環境教育等支援団体指定制度**

(法10条の2)

現場で環境保全活動等を行う国民、民間団体等を支援するため、専門的な知見から支援を行う非営利団体を「環境教育等支援団体」として国が指定する制度。



- 団体指定数:5 (H29.11時点)
- 関連業種の企業が指定制度を活用してコンソーシアムを形成し、学校への環境教育プログラムを提供する事例や、指定団体が地域活性化の視点を踏まえた体験学習のコーディネートを行った事例もある。

**体験の機会の場の認定制度(法20条)**

土地又は建物の所有権又は使用权を有する国民や民間団体が、その土地又は建物で提供する自然体験活動等の体験の機会の場について、申請に基づき、都道府県知事等が認定をする制度。



- 場の認定数:14 (H29.12時点)
- 体験者数:年間 計約30,000人(H27年度)
- 企業価値の向上、地域との共生、学校との連携強化という点で意義を感じている事業者が多い。
- 生徒を安心して体験学習に参加させられるという点で学校の参加が多い。

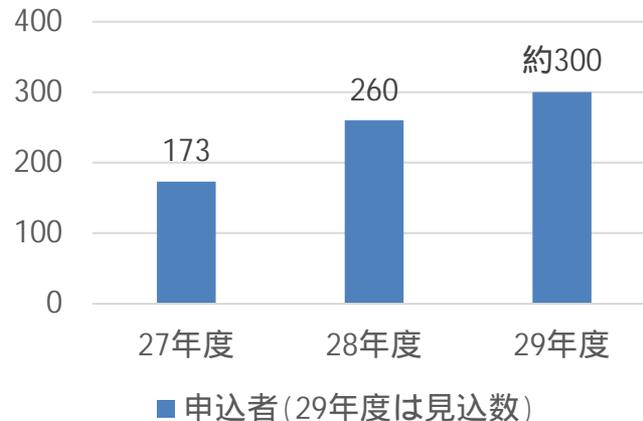
# ESDの考え方を踏まえた環境教育の理解促進

## 環境教育等促進法第2条第3項(下線部は改正法で追記した部分)

「環境教育」とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

環境教育等促進法により、環境教育の定義にESD(持続可能な開発のための教育)の考え方を取り込んだ。この実践のためには、指導者自身が、身近な自然や地域課題を通じて、環境と経済、社会及び文化とのつながりを理解していくことが重要となる。特に、学校教育における内容は、理科、社会、家庭科、総合的な学習の時間、特別活動等、多様な教科等に関連があるため、環境省と文科省が連携して、教員等の理解を促進する取組を実施。

環境教育リーダー研修基礎講座への申込者数の推移



### 資料「授業に活かす環境教育」

小中学校の教員が、環境教育に関わる教科間のつながりを俯瞰的に理解し、発達段階に応じて教科横断型の環境教育の実践を組み立てる一助とする資料を提供。

環境教育リーダー研修基礎講座(通称;カリキュラム・デザイン研修等)持続可能な開発のための教育(ESD)等との関連を踏まえた環境教育の実践を地域で主導するリーダーを育成する研修を実施。

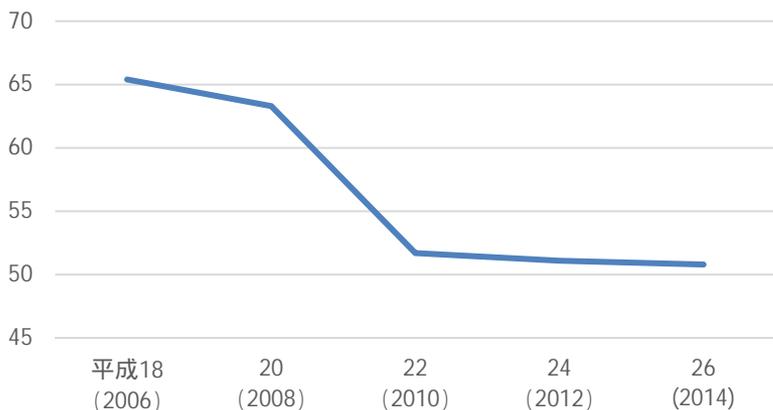
### <研修に参加した教員の声(フォローアップインタビュー)>

- ・子ども達は、身近にできる分かりやすいものから取り組む。研修で学んだことをベースにして、各教科等のつながりを意識してカリキュラムを組むことで、例えば、ゴミが電気、水につながり思考が深まっていった。(小学校教員)
- ・例えば、既存の修学旅行を軸にして、技術、家庭科、理科、国語など多様な教科等を繋ぐことで、児童生徒の思考の深まりを実現できました。(中学校教員)

# 企業の環境教育活動への参画

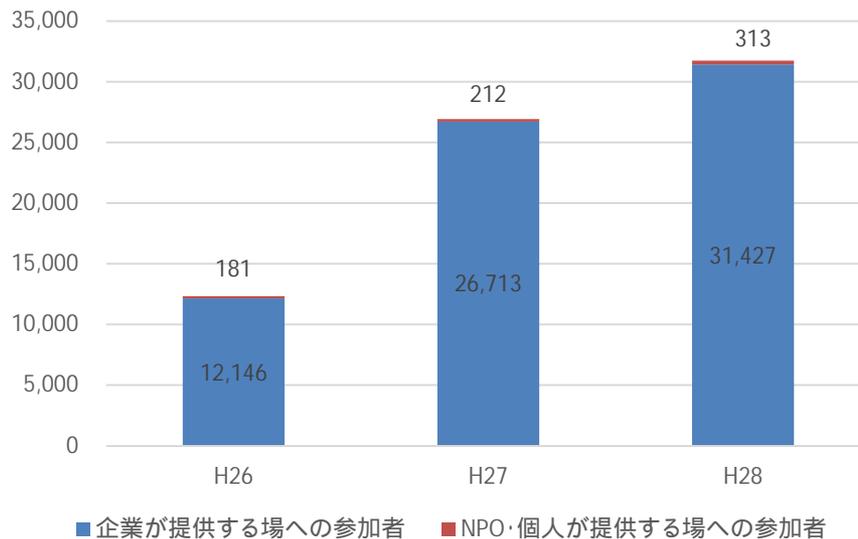
体験活動は、関心・意欲の向上、「知」の統合化と実践化、自尊感情の獲得等に有効とされているが、学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率は低下傾向にある。そのため、環境教育等促進法において、体験活動を充実させるための制度を拡充。その結果、企業が参画し、体験者数も着実に増加。体験した学校関係者等の評価も高い。

学校以外の団体などが行う自然体験活動への参加率  
(小学生平均)



(出典)独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する実態調査(平成26年度調査)」をベースに環境省作成

「体験の機会の場」の利用者数の推移



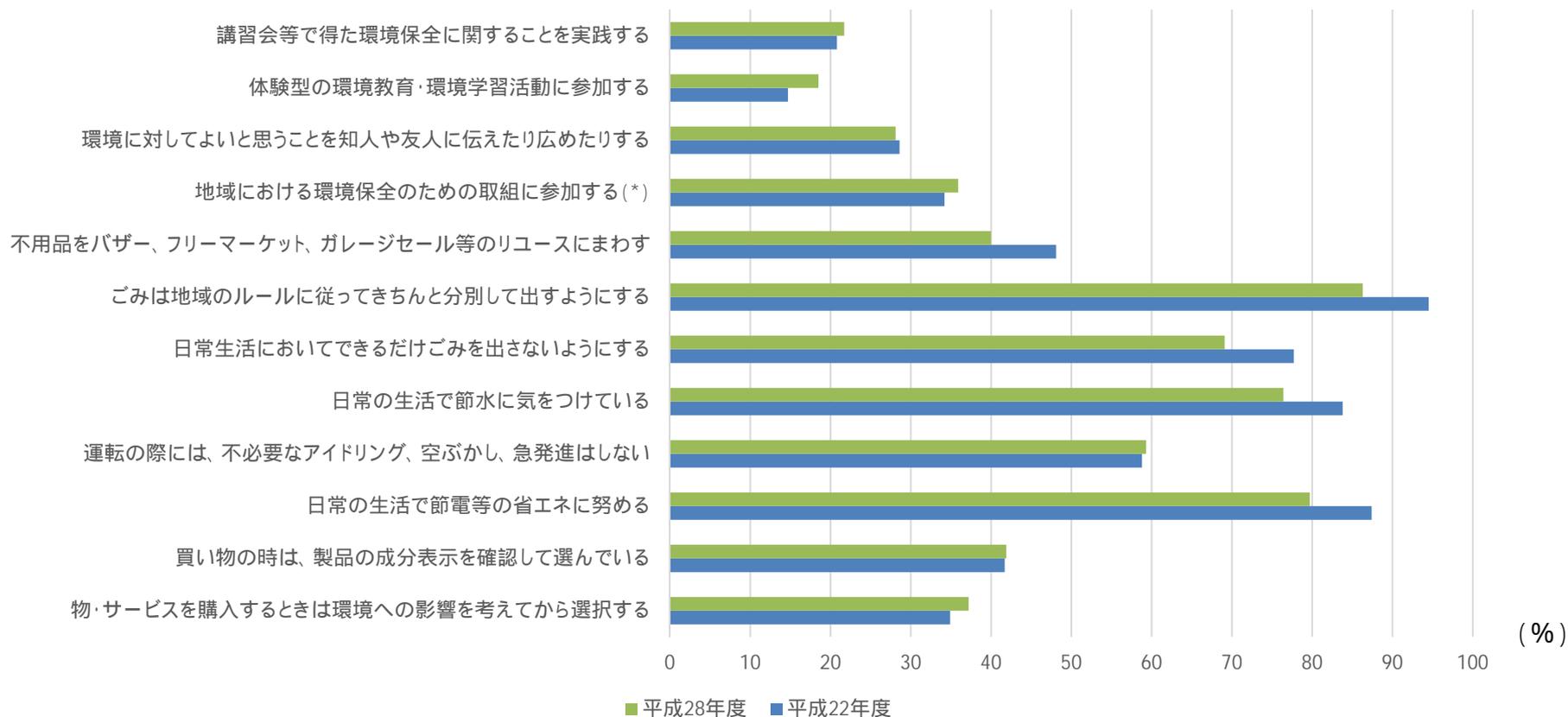
企業  
が提供  
する場  
に参  
加した  
人の声

- ・計画の段階から丁寧にご対応いただき、子ども達の心に残る学習になりました。(教員)
- ・足や心臓の悪い児童などに対し、車の手配等配慮をしていただき、安心して保護者に説明ができました。(教員)
- ・企業が環境や社会に行っている貢献を正しく知ることができました(教員)
- ・今まで関心のなかった環境に関する仕事への見方が変わりました。(高校生)。
- ・民間企業がここまで素晴らしいプログラムを提供することに感動し、イメージが変わりました。(自治体職員)
- ・自分の地域でもこういう企業があるかもしれないと思い、戻って発掘を考えてみようと思います。(自治体職員)

# 大人の環境配慮行動の実行状況

中長期的に見ると、大人の環境配慮行動の実施傾向に変化はない。ゴミの分別、節水・節電等の身の周りの生活に係る規範意識は高い水準を保っているが、環境配慮製品の積極的な購入、地域の環境取組への参加など、持続可能な社会づくりに主体的に参加しようとする意識は依然として低調となっている。

## 大人の環境配慮行動の実行率



出典：環境省「環境にやさしいライフスタイル実態調査」調査対象：20歳以上の男女

実行率：「すでに行っており今後も引き続き行いたい」と「すでに行っているが、今後はあまり行いたくない」の合計

## 大人の環境配慮行動の実行率(3年ごとの比較)

活動内容		平成28年度	平成25年度	平成22年度	平成19年度
日常生活に伴う環境への負荷の低減	物・サービスを購入するときは環境への影響を考慮してから選択する	37.2	41.2	34.9	22.2
	買い物の時は、製品の成分表示を確認して選んでいる	41.9	46.0	41.7	52.6
	日常の生活で節電等の省エネに努める	79.7	84.0	87.4	72.8
	運転の際には、 unnecessaryなアイドリング、空ぶかし、急発進はしない	59.3	64.6	58.8	63.9
	日常の生活で節水に気をつけている	76.4	80.7	83.8	66.3
	日常生活においてできるだけごみを出さないようにする	69.1	75.2	77.7	47.0
	ごみは地域のルールに従ってきちんと分別して出すようにする	86.3	90.5	94.5	91.2
	不用品をバザー、フリーマーケット、ガレージセール等のリユースにまわす	40.0	43.5	48.1	33.1
環境保全への参加	地域における環境保全のための取組に参加する(*1)	35.9	38.0	34.2	18.1
	環境に対してよいと思うことを知人や友人に伝えたり広めたりする	28.1	28.2	28.6	17.6
	体験型の環境教育・環境学習活動に参加する	18.5	18.1	14.7	9.3
	講習会等で得た環境保全に関することを実践する	21.7	23.2	20.8	17.3
回答数(n)		2631	2630	2067	1627

注) 平成19年度とそれ以外では、回答項目が異なる。

平成22,25,28年度: 「すでに行っており今後も引き続き行いたい」及び「すでに行っているが、今後はあまり行いたくない」の合計

平成19年度: 「いつも行っている」及び「だいたい行っている」の合計

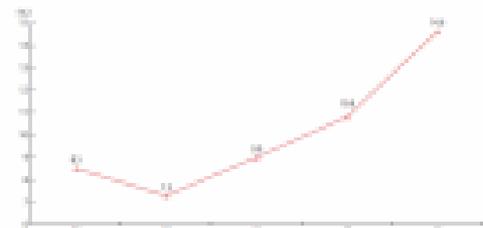
# 環境教育等を取り巻く状況の変化

# 我が国が抱える環境・経済・社会の課題

(中央環境審議会総合政策部会(第92回) 資料3 第五次環境基本計画の方向性について(案)より)



平均地上気温変化分布の変化(H29環境白書より)



商店街の空き店舗率の推移(中企庁HPより)



ニホンジカによる被害(環境省HPより)



我が国人口の長期的推移(国交省HPより)

**環境の課題**  
温室効果ガスの大幅排出削減  
資源の有効利用  
森林・里地里山の荒廃、野生鳥獣被害  
生物多様性の保全 など

**経済の課題**  
地域経済の疲弊  
新興国との国際競争  
AI、IoT等の技術革新への対応  
など

**社会の課題**  
少子高齢化・人口減少  
働き方改革  
巨大災害への備え など

相互に関連・複雑化



人工知能のイメージ(産総研HPより)



H29年7月九州北部豪雨(国交省HPより)

**環境・経済・社会の  
統合的向上が求められる!**

# 持続可能な社会に向けた国際的な潮流

(中央環境審議会総合政策部会(第92回)資料3 第五次環境基本計画の方向性について(案)より)

2015年9月に「**持続可能な開発のための2030アジェンダ**」(複数の課題の統合的解決を目指す**SDGs**を含む)が採択。

2015年12月に「**パリ協定**」(2 目標達成のため、21世紀後半には温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを目的)が採択。

これらの目標を達成するためには、これまでの対策の延長ではなく、環境・経済・社会をとともに変えていき、**持続可能な社会を目指す**ことが必要。

「持続可能な開発のための2030アジェンダの持続可能な開発目標(SDGs)の17のゴール

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 17 GOALS



(資料: 国連広報センター)

パリ協定の採択(2015年12月、フランス・パリ)



(写真: 気候変動枠組条約事務局)

# 第五次環境基本計画の基本的方向性

(中央環境審議会総合政策部会(第92回)  
資料3 第五次環境基本計画の方向性について(案)より)

## 目指すべきもの

1. **「地域循環共生圏」**の創造。  
(自立・分散型の社会、地域どうしの支え合い)
2. **「世界の範となる日本」**の確立。  
( 公害を克服した**歴史**、高い**環境技術**、  
「もったいない」などの**循環**の精神や  
自然と**共生**する伝統を有する我が国だからこそ  
できることがある)
3. これらを通じた、真に持続可能な「循環共生型社会」(いわば**「環境・生命文明社会」**)の実現。



## 地域循環共生圏

各地域がその特性を生かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて補完し支え合う

## 取り組むべきこと

1. SDGsの考え方を活用し、**環境・経済・社会の統合的向上を具体化**。  
(環境政策を契機として、我が国が抱える**経済、地域、国際などの諸課題の同時解決**を図り、**中長期的な成長**につなげていくため、分野横断的な6つの重点戦略を設定)
2. あらゆる**関係者と連携**。  
(環境・経済・社会の統合的向上を達成するためには、**経済・社会の関係者ともパートナーシップを充実・強化させることが必要**)
3. **地方部の地域資源を持続可能な形で最大限活用**し、**経済・社会活動を向上**。  
(地方部の維持・発展にもフォーカス。**環境で地方を元気に!**)

## ESD(持続可能な開発のための教育)の動き

- ・「国連持続可能な開発のための教育の10年(UNDESD)」(2005年～2014年)が終了し、2013年の第37回ユネスコ総会において「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム(GAP)」が採択され、2014年の国連総会において、それがUNDESDの後継プログラムとして承認されるとともに、ユネスコが引き続き主導機関として指名された。
- ・2014年に開催されたESDに関するユネスコ世界会議において、成果文書として「あいち・なごや宣言」が採択され、GAPの開始が正式に発表された。



平成28年3月10日、持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議において「我が国における『ESDに関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画」を決定。本実施計画においては、GAPが定める5つの優先行動分野に沿って、関係省庁が取り組んでいく事項を記載。

政策的支援(ESDに対する政策的支援)

機関包括型アプローチ(ESDへの包括的取組)

教育者(ESDを実践する教育者の育成)

ユース(ESDを通じて持続可能な開発のための変革を進める若者の参加の支援)

地域コミュニティ(ESDを通じた持続可能な地域づくりの促進)